

## 上市町若年世帯定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。第10条において「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町若年世帯定住促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。第8条において「法」という。）に規定する基準を満たす建物のうち、居住の用に供する部分の登記面積が100平方メートル以上のものをいう。
- (2) 中古住宅 住宅であって、建築された後1年以上経過し、又は他の者の居住の用に供されたことのあるもののうち、販売されるものをいう。
- (3) 指定地域 上市町立学校の通学区域の設定に関する規則（昭和50年上市町教育委員会規則第7号）に規定する陽南小学校、白萩西部小学校及び白萩南部小学校の通学区域をいう。
- (4) 若年世帯 満年齢が合わせて80歳未満の夫婦が構成員である世帯をいう。
- (5) 住宅団地 住宅用地を区画ごとに分譲することを目的として形成された一団の土地で、当該区画数が10区画以上のもののうち、前々々年度以降に造成されたものをいう。
- (6) 転入世帯 若年世帯のうち、町内において取得（相続等による取得を除く。以下同じ。）し、若しくは新築し、又は増築（100平方メートル以上の居住の用に供する部分の増築をいう。以下同じ。）し、若しくは改築（100平方メートル以上の居住の用に供する部分の改築をいう。以下同じ。）した住宅（居住のみを目的とする住宅に限る。以下同じ。）に居住した日（以下「居住日」という。）の3年前の日の前日以前の日から居住日の前日まで当該世帯を代表する者が継続して町外に住所を有していたものをいう。
- (7) 町内在住世帯 若年世帯のうち、居住日の3年前の日の前日から居住日の前日までの間に当該世帯を代表する者が町内に住所を有したことをいう。
- (8) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、家庭内の電力の全部又は一部を賄うシステムをいう。
- (9) 蓄電池付太陽光発電システム 太陽光発電システムであって、蓄電池を備えたもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ア 蓄電容量が2kWh以上のリチウムイオン蓄電池を太陽光発電システムと同時に設置していること。
  - イ 蓄電池と電力会社の電力系統が連系していること。

(補助金の交付)

第3条 町長は、町内における若年世帯の定住の促進を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（次条及び第6条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす一の若年世帯を代表する者（第2条第4号の夫婦のいずれかに限る。）とする。ただし、町長が前条に規定する目的のために必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 世帯の構成員の全てが町内に住所を有すること。
- (2) 世帯の構成員のうち、第2条第4号に規定する夫婦に該当するものに町税の滞納がないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 町内における住宅の取得若しくは新築又は増築若しくは改築に要する経費
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす太陽光発電システムの設置に要する経費
  - ア 未使用のものであること。
  - イ リース契約により賃借しているものでないこと。
  - ウ 前号に規定する住宅（中古住宅を除く。次条において同じ。）の取得又は新築の際に設置しているものであること。
  - エ 対象者が属する若年世帯の構成員が電力会社と太陽光発電からの電力受給に関する契約（第8条において「電力受給契約」という。）を締結しているものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額を上限として、町長が定める額とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と前条第1号に規定する対象経費の額のいずれか低い額
  - ア 転入世帯に属する対象者が指定地域内の住宅団地内において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 1,000,000円
  - イ 町内在住世帯に属する対象者が指定地域内の住宅団地内において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 500,000円
  - ウ 転入世帯に属する対象者が指定地域内の住宅団地外において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 800,000円
  - エ 町内在住世帯に属する対象者が指定地域内の住宅団地外において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 400,000円
  - オ 転入世帯に属する対象者が町内の指定地域外の住宅団地内において住宅を取

- 得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 500,000 円
- カ 転入世帯に属する対象者が町内の指定地域外の住宅団地外において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 400,000 円
- キ 町内在住世帯に属する対象者が町内の指定地域外において住宅を取得し、若しくは新築し、又は増築し、若しくは改築をした場合 200,000 円
- ク 対象者が町内において中古住宅を取得した場合 アからキまでの規定に準じるものとし、それぞれに規定する額の2分の1の額
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と前条第2号に規定する対象経費の額に10分1を乗じて得た額(1,000円の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)のいずれか低い額
- ア 太陽光発電システム(蓄電池付太陽光発電システムを除く。)を設置した場合 100,000 円
- イ 蓄電池付太陽光発電システムを設置した場合 250,000 円
- (交付回数の制限)

第7条 補助金の交付回数は、当該若年世帯につき1回限りとする。

(交付申請兼実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、上市町若年世帯定住促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し、及び報告しなければならない。

- (1) 対象経費に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (2) 対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 世帯全員の住民票(続柄及び当該世帯全員が補助金の交付に係る住宅に住所を有していることが分かるものに限る。)
- (4) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (5) 法第7条第5項に規定する検査済証の写し(中古住宅の取得の場合を除く。)
- (6) 住宅の外観を撮影した写真で異なる方向から撮影したもの(2枚以上)
- (7) 太陽光発電システムを設置した場合は、次に掲げる書類
  - ア 太陽光発電システムの位置図
  - イ 対象経費に係る住宅及び太陽光発電システムを撮影した写真
  - ウ 電力受給契約を証する書類で町長が認めるものの写し
- (8) 蓄電池付太陽光発電システムを設置した場合は、次に掲げる書類
  - ア 設置した蓄電池を撮影した写真
  - イ 蓄電池について電力会社との系統連系を確認できる書類
- (9) 転入世帯の場合は、居住日の3年前の日の前日以前の日から居住日の前日まで当該世帯を代表する者が継続して町外に住所を有していたことが分かる書類(附票等)

(10) その他補助金の交付の審査に関し町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請及び報告の期限は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日の属する年度の3月31日とする。ただし、当該申請及び報告に添える書類の作成に時間を要したことその他の町長がやむを得ないと認める理由により、当該期限までに当該申請及び報告ができなかった場合は、この限りでない。

(交付の適否の決定及び通知)

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請及び報告があった場合は、当該申請及び報告により提出された書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、補助金を交付することが適当であると決定したときは、補助金の額を確定し、その結果を上市町若年世帯定住促進補助金の交付決定及び額の確定について(様式第2号)により当該申請及び報告をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 町長は、前条第2項に規定する場合は、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 規則第16条の規定に該当する場合のほか、補助金の交付した日の翌日から10年を経過する日までに、補助金の交付に係る住宅を売り払い、又は第8条の規定による申請及び報告の日において第2条第4号に規定する夫婦であった夫婦(次条第3項において「若年世帯の夫婦」という。)のいずれもが町外に住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

- (2) その他町長が必要と認める条件

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条第1号に規定する条件に該当する場合は、上市町若年世帯定住促進補助金返還請求書(様式第3号)により、補助金の交付を受けた者に対し補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、当該返還請求の日から起算して1年を経過する日までに、当該返還請求を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 3 町長が第1項の規定により返還を請求する補助金の額は、既に交付した補助金の額から、当該補助金の額に当該補助金の交付した日の翌日から当該補助金の交付に係る住宅を売り払い、又は若年世帯の夫婦のいずれもが町外に住所を変更した日の前日までの日数を乗じて得た額を、当該補助金の交付した日の翌日から10年を経過する日までの日数で除して得た額を減じた額(この額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(細則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の上市町若年世帯定住促進事業補助金交付要綱に規定する上市町若年世帯定住促進事業補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。